

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 25 号（実務対応報告第 2 号の改正案）「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」（平成 18 年 10 月 27 日公表）

2. コメント募集期間

平成 18 年 10 月 27 日～平成 18 年 11 月 27 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成 19 年 2 月 7 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL2	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL4	あずさ監査法人 退職給付検討プロジェクト
CL5	新日本監査法人
CL6	日本公認会計士協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	高橋 立志	野村証券（株）年金運用ソリューション室
CL3	三輪 登信	みずず監査法人

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
Q9、Q10		
Q9、Q10	<ul style="list-style-type: none"> 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から他の確定給付年金制度への移行に際して、移行後の処理に原則法を採用することとなる場合の会計処理（Q9）及び例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理（Q10）に関する公開草案の考え方に賛成である。 	—
Q9	<ul style="list-style-type: none"> 回答では「これまで認識されていなかった退職給付債務及び年金資産が新たに認識されることになるが、ここで認識される未積立退職給付債務の額（又は年金資産が退職給付債務を超える額）については、移行の時点において一時の損益（原則として、特別損益）として処理することとなる。」としているが、遅延認識を選択適用できることも検討頂きたい。 「原則法を採用していた場合における退職給付制度間の移行のように、過去勤務債務として会計処理することは適当ではなく、また、当該未積立退職給付債務等を未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異の未処理額又はこれら以外の要因による過不足額に合理的に区分することは困難であり、このような項目を区分して遅延認識することも適当ではないと考えられる」とあるが、当該未積立退職給付債務等が発生する原因は未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異によるところがほとんどであることを考えれば、無理に区分しなくとも、例えば、一律、未認識数理計算上の差異として取り扱って、遅延認識処理をしていくことを認めても良いのではないか。 同様に、「移行に伴って追加的な拠出が求められる場合には、当該要拠出額を費用として認識した後で原則法の採用による未積立退職給付債務等の額を処理する。このとき、当該要拠出額については、損益計算書上、上記の一時の損益に含めて処理することとなる。」、(小規模企業等における簡便法を採用する場合)「例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から他の確定給付年金制度への移行に際して、 	<ul style="list-style-type: none"> 同一の経済事象について会計処理の選択適用を認めることは適当ではないと考えられる。 遅延認識の是非について検討の結果、Q9のAに記載のとおりとしており、一体として遅延認識処理することは適切でないと考えられる。 上記（一点目）と同じ。よって、公開草案の修正は不要と考える。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	移行後の処理に小規模企業等における簡便法を採用することとなる場合についても、移行時における未積立退職給付債務の額(又は年金資産が退職給付債務を超える額)は一時の損益として処理することとなる。」とあるが、これも、遅延認識を選択適用できることを認めてはどうか。	
Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失見積額を当期の費用として計上とあるが、具体的な損益項目(特別損益であるか退職給付費用であるか)を明示して頂きたい。Q9同様、原則として特別損益でよいかの確認。 ・ ①解散又は脱退に伴う要拠出額については費用処理とあるが、臨時性が高い事象であるため、Q9と同様、原則として特別損失とする取扱いを明示してはどうか。また、厚生年金基金解散損失引当金等の適切な科目で損失見積額を計上する場合も、同様に、原則として特別損失とする取扱いを明示してはどうか。 	原則として特別損益として処理する旨をQ10に明記する。
Q10	②最終パラグラフのまた書きにおいて、損失発生の可能性が高いか、又は可能性がある程度予想される場合に財務諸表に与える影響額を注記する取扱いとなっているが、影響額を記載できるならば、損失見積額の引当計上が可能なのではないか。影響額の見積りが不可能な場合に、当該注記の取扱いとなるのではないか。	見積りが可能な場合であっても、損失発生の可能性が「ある程度予想される場合」に止まる場合(ここでは代議員会での議決等に至らないような程度の計画に止まる場合)には、引当計上ではなく、注記とすることになると考えられる。 「損失発生のある程度予想される場合」の指す意味を明確にするため、Q10に(注)による説明を追加する。
Q11		
Q11	複数事業主制度に移行する際、原則法を検討することなく例外処理を採用することがないようにするため、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」か否かを慎重に検討する必要があることを付言してはどうか。実務上は例外処理が多く採用されていることや、退職給付実務指針第32項と第33項では原則処理と例外処理の位置付けを明確にしていないことから、両者の関係が誤って認識されている可能性	例外処理の適用範囲については検討対象外である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>が少なからずあると思われるためである。(あずさ監査法人)</p>	
Q11	<p>原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用することとなる場合の会計処理について （コメント） Q11 については、その内容を再検討すべきである。 （理由） (1) 総合型基金において、加入事業所の特別掛金が個別に定められている場合には、当該掛金の拠出期間においては、自社に対応する年金資産を合理的に測定できると考えられる。したがって、原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）へ移行した場合でも、上記のような場合には、自社に対応する年金資産を測定できることが推察されるので、原則法を継続して採用すべきである。さらに、移行時において積立不足額がある場合に、実態に変化がないにもかかわらず退職給付引当金を取り崩すことは、投資家に対して有用な情報を提供するものとは思われない。 (2) 移行後の確定給付年金制度（複数事業主制度）において、移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額にかかる掛金を拠出する場合に、過去勤務債務に係る償却期間と対応させるとしているが、当該掛金と過去勤務債務に係る償却期間とは、合理的な対応関係がないこと、さらに、過去勤務債務を定率法などで償却している場合には、当該金額が「ゼロ」になることはないことなどから、合理的な会計処理とは考えられない。</p>	<p>理由(1)に関しては、Q11 は、自社に対応する年金資産を継続して合理的に計算することができない場合を前提とした設問であると考えられる。なお、例外処理採用の是非については移転資産のみに着目するのではなく、制度全体として判断すべきと考えられる。</p> <p>理由(2)に関しては、当該掛金の計算基礎となる財政計算上の過去勤務債務に係る償却期間を想定しているため対応関係があると考えられる。</p>
Q11	<p>原則法採用制度から例外処理採用制度へ移行した場合の会計処理について 当該取扱いを示した Q11 は、以下の理由により、更なる検討を加えなければ実務上の混乱要因となる可能性が高いことから、今回の改正から除外することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（理由） ①「実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金」の解釈の不明瞭性 ・ 移行時点の未積立総額に対し個別の特別掛金率を設定して移行する場合は分かりやすいが、これでは例外処理が適用できる要件（実務指針第 33 項）は満たさないと考えられる。したがって、ここでいう「実質的」とは、移行前の特別掛金相当額又は移行後に制度全体の特別掛金率を負担する場合はその負担相当額を、 	<p>必ずしも混乱要因とは考えていないが、複数事業主制度の会計処理・開示に関する論点の検討状況を踏まえて慎重に検討した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>退職給付引当金として承継するようなケースが想定されていると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ところが、そもそも複数事業主制度は相互扶助精神を有していることから、当該負担額が「移行前の制度から実質的に引き継がれた」かどうかは判然としないとの見解から、当該文言に該当するような掛金部分はないとして、退職給付引当金を承継しない懸念がある。 また、移行後の制度の方が積立不足額が大きく、その分移行前よりも追加引当が要求される場合や移行前の制度に繰越不足金があった場合の取り扱いについても不明瞭である。 仮に、移行時点で存在する未積立額が移行後の制度に実質的に引き継がれたものと考えて処理しようとしても、当該部分をカバーする掛金が設定されていない場合は、当該処理を強制できないこととなる。 このように、移行先の制度が相互扶助に基づくことから、「実質的」と「移行前の制度から引き継がれた」という状況や「未積立額」と「掛金」の範囲が相違するケースも想定されることから、当該部分の取扱いをさらに明確にしなければ、実務上の混乱要因となることが懸念される。 <p>②「適切な方法により当該退職給付引当金を取り崩す」方法の不明瞭性</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記により計上された退職給付引当金は掛金相当額と考えられるため、対応する掛金拠出に応じて取り崩す必要がある。 このとき、移行後の制度において一律的な特別掛金を負担する場合は、退職給付引当金計上額と拠出額の間に対応関係が認められるが、移行前の制度における未積立額や特別掛金収入現価相当額を計上する場合は、移行後の制度における拠出金との対応が図られていないため、取崩方法が実務上不統一となる懸念がある。 取崩方法には、掛金拠出に応じて取り崩す方法や每期均等額を取り崩す方法などが考えられるが、損益に影響を与える可能性もあることから、財務諸表の比較可能性を担保するためにも「適切な方法」などと曖昧な表現ではない方が望ましいと考える。 <p>③複数事業主制度の退職給付会計上の取扱いとの整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、複数事業主制度に対する例外処理の取扱いについて、見直しの必要性が議論されているが、当該議論は未だ結論に至っておらず、例外処理が継続適用となるかは不透明な状況と思われる。 そのため、Q11のように例外処理を前提とした会計処理を示した後で、例外処理が適用されないような基 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>準改正が行われると、退職給付引当金の取崩・次年度再計上という事態も想定される。このような状況は企業の理解を得られない懸念があることから、Q11 は複数事業主制度に対する退職給付会計の取扱いと合わせて議論されるべきものと考えられる。</p>	
Q11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用する場合、退職給付制度の終了の会計処理により、移行時における退職給付引当金は全額取り崩すことになることが原則とされているが、但し書き以下を原則的処理とし、一時に引当金を取り崩すことができる場合は、複数事業主制度に実質的に引き継がれていないと判断される部分など、限定的にすべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付型の退職給付制度から他の確定給付型の退職給付制度への移行の場合は、原則として、移行前後の制度を一体のものとし、移行前の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めないとされている。ある確定給付年金制度から複数事業主制度へ移行した場合においても、原則法を採用した場合には、これに従って引当金を取り崩されないのに対して、例外的処理を採用した場合のみ、移行時に引当金を全額取り崩し、一時の利益とすることは他の確定給付間の移行の会計処理と整合性がとれず、また、いずれの方法を採用するかで会社の損益が大きく異なることとなる。 ・ このため、複数事業主制度へ移行した場合においても、移行前の制度が実質的に引き継がれたと考えられる場合には、当該未積立額に係る掛金（特別掛金）の拠出に応じて引当金を取り崩す処理を原則とし、給付水準の変更等により明らかに引き継がれない部分についてのみ、一時に引当金を取り崩すべきである。 	<p>移行前の制度が実質的に引き継がれたと考えられる場合には、当該未積立額に係る掛金（特別掛金）の拠出に応じて引当金を取り崩す処理を原則とし、明らかに引き継がれない部分についてのみ、一時に引当金を取り崩すように公開草案の表現を修正した。</p>
その他		
追加部分の設例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業主制度からの移行等の会計処理につき、設例を記載願いたい。（今回追加部分の設例） 	あえて数値例を示す必要はないと思われる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
Q1 および Q3	<ul style="list-style-type: none"> 制度の終了の時点に関して「退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）」とあるが、実務上の観点からは「改訂された規程や規約の適用が開始される日」では消滅する債務が厳密には確定していないことが多く、最終的に消滅債務額が確定したときに追加で損益が発生することがあること、および米国基準では年金資産の支給/分配が行われた時点で終了を認識することになっており、損益の認識時点が異なるため米国会計基準に基づき財務諸表を作成する場合には調整が必要であることから、年金資産の支払/分配が行われたときに日本基準も終了の認識をするように検討をおこなっていただきたい。 	<p>検討対象外である。（本実務対応報告ではいわゆる例外処理を採用する複数事業主制度に係る制度間移行等の会計処理を取り扱っているため、左記については見直しを行わない。）</p>
Q5	<ul style="list-style-type: none"> 移行部分に該当する退職給付債務の額や支払予定額が正確に確定しない場合は、見積金額によって処理することとしているが、見積もりが不可能な場合も考えられるため、Q10 の回答にあるように、見積りが不可能の場合は注記による対応も認めるべきと考える。 	<p>検討対象外である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> Q5 の意見にも記載したが、他のパートでも損失等の発生等の可能性、金額の合理的見積もりの可能性（信頼性）、見積額の重要性、等によっては会計処理による対応だけでなく注記による対応も認めるべきものがあると考えられる為、検討いただきたい。 	<p>検討対象外である。</p>
例外処理を採用しているケースにおいて年金の積立不足が明らかであるような場合	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付制度間の移行の論点ではないが、現状で複数事業主制度、例外処理を採用している場合で、今後制度変更を考えていないケースにおいて年金の積立不足が明らかであるような場合、公開草案では特段の処理を求めているが、原則法の場合、数理計算上の差異として費用処理されるのに比して会計的に含み損の処理が先送りされる懸念があるが、この点について記載した方がよいと思うがどうか。また、その際に、負債側の勘定科目も同時に検討する必要があると考える。 	<p>検討対象外である。</p>
一時金からDC制度への移行時に退職給付信託	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付信託を設定している退職一時金制度から確定拠出年金制度（DC）への移行時の取扱いについても具体的には、以下の2点について明示していただきたい。 ① DC 移行により退職給付債務の全部又は一部が消滅し、資産と負債の対応関係が明らかに損なわれる場合の拠出資産の扱い（信託解約の要否）と未認識債務の会計上の取扱い。 	<p>検討対象外である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>を行っている場合</p>	<p>② 退職給付信託への拠出資産（換金後）は、移換金に充当可能か否か。（移換金への充当は、「退職給付目的」に該当するか。）さらには、分割された将来の移換金への充当は可能か否か。</p> <p>【私的見解】</p> <p>① 退職給付債務に比して、著しく年金資産（退職給付信託）が大きい場合でも、退職給付債務が存在しさえすれば、退職給付信託の解約が強制されるべきではない。現行の指針では、超過積立状態になった場合は、「退職給付会計に関するQ&A」Q4-2に留意した上で一部解約の選択肢があるという可能性が謳われているにすぎず、義務規定ではない。従って、全部移行した場合のみ、退職給付信託の解約が強制され、それに係る未認識債務も一時認識するものとする（退職給付信託に係るもの以外は、移行部分に対し、退職給付制度の終了の会計処理を適用）。</p> <p>② 移換金は、移行前後の退職一時金制度の要支給額の差額として算定されていることから、過去期間部分の給付額（又は、そのための掛金）相当と解釈できるため、「退職給付」の範疇にあり、その原資を退職給付信託から充当することは可能（妥当）と考える。さらに、将来の移換金に対しても退職給付信託資産を充当することは、その時点では存在しない退職給付債務に対応する給付目的に充当することとなるが、これは税制上の観点からの分割措置に伴い致し方なく発生したタイムラグであり、本質的にはDC移行に伴う“給付”目的に充当したものと考えられるため、当該取扱いが可能であると思料する。</p> <p>【要望の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付信託を活用する企業の実態として多く見られる傾向として、資本政策上の株式を拠出し、その後の大幅な価格変動に伴い、多額の未認識債務（未認識数理計算上の差異）をかかえていることがあります。こうした状況下で、退職一時金制度からDC移行をする場合、退職給付信託をそのままにしておくのか、（超過積立を根拠として）解約して当該部分に係る未認識債務を一時認識するのかによって、母体企業に与える財務上のインパクトが大きく異なってくる。 一方で、退職給付信託に関する取扱いについては、制度創設当初の指針（+α）しか明確に根拠とし得るものがなく、実務上、判断に迷うケースも少なくないものと考えられます。以上のことを踏まえ、制度移行の際の実務上の取扱いを定めるものとしては、退職給付信託の設定を所与とした制度移行を想定することは必要なことである。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度の税制改正において退職給与引当金が段階的に廃止されることになったことも退職一時金制度から DC 移行を加速させる要因となっており、又、昨今の運用環境の改善に伴う資産増加により、未認識数理計算上の差異が激変したことで企業会計に与える影響も大きくなっていることから、今回の改正に反映するには、タイミングとしても合理的である。 	
退職給付会計基準の見直し	今後、退職給付会計基準の適用そのもの見直しが検討されるものと考えますが、多様化する退職給付制度に合わせ、実務上の混乱を避ける為にも早急に整備願いたい。	検討対象外である。